

(任意継続／特例退職 被保険者用)

送金計画書

「別居の家族を被扶養者として申請する」または「既に被扶養者となっている家族を別居に変更する」にあたり、初回の送金証明書(※1)を添付し以下のとおり送金計画書を提出します。記載した内容は事実と相違なく、被扶養者が認定された後、または別居後も本計画書に基づき送金を行い、東芝健保から送金証明書の提示を求められた際は、速やかに提出することをお約束します。今後、送金を行わなくなったり、被扶養者の収入の増加等で送金額の基準(※2)を満たすことができなくなった等により被扶養者に該当しなくなった場合は、速やかに「任意継続」に健康保険証を添付の上、取り消しの手続きを行います。なお、事実上扶養の取扱いがなくなる場合、申請を怠った場合は、認定時または別居時に遡及し扶養の取消しをさせていただきます。また、その間東芝健保が負担した医療費・健診費用などは返還いたします。

提出日・被保険者の記名必須

提出日 R××年 ××月 ××日  
被保険者氏名 (記名) **東芝太郎**

健康保険証の番号	5	0	6	0	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---

以下、該当する項目を○で囲み、金額等を記入します。

1. 被扶養者として申請する家族(認定対象者)または別居

氏名	<b>東芝 花梨</b>	続柄	<b>次女</b>
----	--------------	----	-----------

比較して、被保険者からの送金額の方が多くなければ扶養認定できません。別居の被扶養者の場合、別居日で扶養取り消し手続きを行ってください。

2. 認定対象者または別居する被扶養者の年間収入

(被扶養者として申請する際は、詳細・内訳を扶養状況届に記入します。)

A. 収入なし	<b>ⓑ</b> 収入あり →	年額	約	<b>60万</b>	円
---------	-----------------	----	---	------------	---

3. 被保険者からの送金額

年額	約	<b>96万</b>	円
----	---	------------	---

認定対象者または別居する被扶養者の年間収入 < 被保険者からの送金額

4. 被保険者からの送金

収入がない場合でも、最低限、月4万円以上の送金が必要

被保険者からの送金額の方が多くなければ扶養認定はできない。

送金の頻度		1回あたりの送金額	
A. 毎月		約	円
<b>ⓑ</b> . 年 2 回		約	<b>48万</b> 円
C. その他/具体的な計画を記載 ( )		約	円

この例の場合、年2回で1回に48万円、毎月であれば1回に8万円で、計算が合致すること。

(※1) 送金証明書は、銀行の振り込み明細書(写)や現金書留の控(写)など、第三者からみて被保険者から認定対象者または別居する被扶養者に送金している事実がわかる書類とすること。

(※2) 送金額の基準

< 2つの条件をどちらも満たすこと >

- ① 認定対象者または別居する被扶養者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと。
- ② 年間送金額は、下限送金月額12カ月分以上あること。

【下限送金月額】 一人 40,000円